行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-5-2
許認可等の種類	猟銃の種類の変更許可、工場又は事業場の移転許可				
根拠法令条例 等·条項	武器等製造法第20条(第8条第1項及び第12条第1項準用)				
許認可等の概要	製造する武器の種類を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。工場又は 事業場を移転しようとするときは、許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)				
審査基準(未設定の場合はその理由)	(2)武器等製造法((3)猟銃等の製造が 第2488号) (4)猟銃等の製造	の施行について(町 の一部改正につい 及び販売事業者に 事業者又は販売事	召和28年9月9日付に て(昭和46年9月16 対する指導につい 業者に対する猟銃 付け54機局第154号	6日付け46重局第1 て(昭和44年12月 5等の盗難防止対	217号) 22日付け44重局
基準の制定根拠	法令、通達に基づ	(基準)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	25 日(経由機関(地域振興局)10日	、処分庁15日)		
期間の制定根拠	過去の実績による	<u> </u>	-	-	